

# すぐわかる！ プラスチックの表示

プラスチックの表示は、プラスチック製品では「家庭用品品質表示法」により、またプラスチック製容器包装では「資源の有効な利用の促進に関する法律や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で決められています 注1)

製品、容器包装	プラスチックの表示	
プラスチック製品	<b>合成樹脂加工品</b> ・バケツ、かご、食器、プラ袋など	例) ポリエチレン ポリプロピレン ポリエチレンテレフタレート
	<b>繊維製品、雑貨工業品など</b>	例) ポリエステル系合成繊維
プラスチック製容器包装	<b>指定ペットボトル 注2)</b> ・清涼飲料水、酒類、しょうゆ、みりん、 ノンオイルドレッシングなどのPET製容器 ・PET製容器でも食用油、においが強い食品 用途、また食品用途以外は含みません	例)  PET } 識別表示 (法的義務)
	<b>指定ペットボトル以外の プラスチック製容器包装</b>	例)  PE, PP } 識別表示 (法的義務) } 材質表示 (自主的取組)

注1) 米国のプラスチック産業会(SPI)は、1988年に樹脂識別コード(RIC)を導入しました。右記が樹脂識別コードの例となりますが、一般にはSPIコードと呼ばれています。日本では指定ペットボトルにのみ準用しましたが、それ以外のSPI表示は法的には認められておりません。

また日本プラスチック工業連盟としては、自主的表示であってもSPIコードを推奨しておりません。

注2) 詳細はPETボトルリサイクル推進協議会のHPをご参考ください <https://www.petbottle-rec.gr.jp/basic/mark.html>

